

**父子家庭の皆さんも
児童扶養手当が対象に!**

ひとり親家庭に対する自立を支援するため、今年8月1日(手当の支給は12月)から父子家庭の父も児童扶養手当の申請ができるようになりました。

◆児童扶養手当とは?

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

◆父子家庭の支給要件は?

次にあげるいずれかに該当する子どもについて、父がその子どもを監護し、かつ生計を同じくしている場合。

- ① 父母が婚姻を解消した子ども
- ② 母が死亡した子ども
- ③ 母が一定程度の障がいのある子ども
- ④ 母の生死が明らかでない子ども
- ⑤ その他(母が1年以上拘禁されているなど)

◆支給の制限

受給資格者または扶養義務者に前年の所得が一定額以上あるときは支給されません。

◆手当額(月額)は?

◎子ども1人の場合

全部支給 41,720円

一部支給 9,850円

◎子ども2人以上の加算額

2人目 5,000円

3人目以降1人につき

3,000円

◆申請時期

8月3日(火)～8月25日(水)

◆持ってきていただく物

- 印鑑(認め印)
- 住民票謄本および戸籍謄本
- 受付・お問い合わせ

本庁健康福祉課福祉係

☎ 43-2116(直通)

佐賀支所地域住民課

総合窓口第2係

☎ 55-3112(直通)

特別児童扶養手当(1115)

特別児童扶養手当とは、身体・知的または精神に障がいのある20歳未満の児童を、自宅で養育している保護者に対して手当の支給を行う制度です。

支給要件に該当すると思われる方は、役場までお問い合わせください。

◆支給要件

児童の障がいがある場合は次のいずれ

かに該当する場合があります。

● 身体障害者手帳1、2級程度の障がいのある方、および3、4級程度の障がいがある一部の方

● 療育手帳A1(最重度)、A2(重度)、B1(中度)の一部の方

● 精神の障がいであって、右記と同程度以上と認められる方

● 該当する児童が施設などに入所している場合や、受給資格者または配偶者もしくは扶養義務者に、前年の所得が一定額以上あるときは支給されません。

● 該当する児童が施設などに入所している場合や、受給資格者または配偶者もしくは扶養義務者に、前年の所得が一定額以上あるときは支給されません。

● 該当する児童が施設などに入所している場合や、受給資格者または配偶者もしくは扶養義務者に、前年の所得が一定額以上あるときは支給されません。

● 該当する児童が施設などに入所している場合や、受給資格者または配偶者もしくは扶養義務者に、前年の所得が一定額以上あるときは支給されません。

● 該当する児童が施設などに入所している場合や、受給資格者または配偶者もしくは扶養義務者に、前年の所得が一定額以上あるときは支給されません。

● 該当する児童が施設などに入所している場合や、受給資格者または配偶者もしくは扶養義務者に、前年の所得が一定額以上あるときは支給されません。

● 該当する児童が施設などに入所している場合や、受給資格者または配偶者もしくは扶養義務者に、前年の所得が一定額以上あるときは支給されません。

● 該当する児童が施設などに入所している場合や、受給資格者または配偶者もしくは扶養義務者に、前年の所得が一定額以上あるときは支給されません。

● 該当する児童が施設などに入所している場合や、受給資格者または配偶者もしくは扶養義務者に、前年の所得が一定額以上あるときは支給されません。

● 該当する児童が施設などに入所している場合や、受給資格者または配偶者もしくは扶養義務者に、前年の所得が一定額以上あるときは支給されません。

● 該当する児童が施設などに入所している場合や、受給資格者または配偶者もしくは扶養義務者に、前年の所得が一定額以上あるときは支給されません。

● 該当する児童が施設などに入所している場合や、受給資格者または配偶者もしくは扶養義務者に、前年の所得が一定額以上あるときは支給されません。

● 該当する児童が施設などに入所している場合や、受給資格者または配偶者もしくは扶養義務者に、前年の所得が一定額以上あるときは支給されません。

● 該当する児童が施設などに入所している場合や、受給資格者または配偶者もしくは扶養義務者に、前年の所得が一定額以上あるときは支給されません。

● 該当する児童が施設などに入所している場合や、受給資格者または配偶者もしくは扶養義務者に、前年の所得が一定額以上あるときは支給されません。

● 該当する児童が施設などに入所している場合や、受給資格者または配偶者もしくは扶養義務者に、前年の所得が一定額以上あるときは支給されません。

● 該当する児童が施設などに入所している場合や、受給資格者または配偶者もしくは扶養義務者に、前年の所得が一定額以上あるときは支給されません。

● 該当する児童が施設などに入所している場合や、受給資格者または配偶者もしくは扶養義務者に、前年の所得が一定額以上あるときは支給されません。

● 該当する児童が施設などに入所している場合や、受給資格者または配偶者もしくは扶養義務者に、前年の所得が一定額以上あるときは支給されません。

● 該当する児童が施設などに入所している場合や、受給資格者または配偶者もしくは扶養義務者に、前年の所得が一定額以上あるときは支給されません。

● 該当する児童が施設などに入所している場合や、受給資格者または配偶者もしくは扶養義務者に、前年の所得が一定額以上あるときは支給されません。

● 該当する児童が施設などに入所している場合や、受給資格者または配偶者もしくは扶養義務者に、前年の所得が一定額以上あるときは支給されません。

● 該当する児童が施設などに入所している場合や、受給資格者または配偶者もしくは扶養義務者に、前年の所得が一定額以上あるときは支給されません。

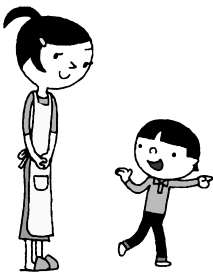
● 該当する児童が施設などに入所している場合や、受給資格者または配偶者もしくは扶養義務者に、前年の所得が一定額以上あるときは支給されません。

● 該当する児童が施設などに入所している場合や、受給資格者または配偶者もしくは扶養義務者に、前年の所得が一定額以上あるときは支給されません。

● 該当する児童が施設などに入所している場合や、受給資格者または配偶者もしくは扶養義務者に、前年の所得が一定額以上あるときは支給されません。

● 該当する児童が施設などに入所している場合や、受給資格者または配偶者もしくは扶養義務者に、前年の所得が一定額以上あるときは支給されません。

● 該当する児童が施設などに入所している場合や、受給資格者または配偶者もしくは扶養義務者に、前年の所得が一定額以上あるときは支給されません。



森林所有者の皆さんへ

ご存知ですか。間伐に対する色々な支援制度があります。

【自分で自分の山を手入れする
場合の補助事業】

● 造林事業(国庫事業)

● 内容/再造林、下刈、除間伐、搬出間伐、作業道について支援。

● 補助率/48～68%

● 緊急間伐総合支援事業(県事業)

● 内容/切捨間伐、搬出間伐、作業道について支援。

● 補助率/定額

● 切捨間伐 5万5千円/畝

● 搬出間伐 18万3千円/畝

● 作業道 500～1,500円/m

● 自伐林家等支援事業(県事業)

● 内容/自己所有林を自ら実施する小口素材搬入、切捨間伐、搬出間伐、作業道について支援。

● ※ただし、小口素材搬入は、小数量で出せなかった間伐材を森林組合が森林所有者に代わって回収、販売、精算してくれます。

● 補助率/定額

● 小口素材搬入 2千円～6千円/m(森林組合)

● 切捨間伐 5万5千円/畝

● 搬出間伐 18万3千円/畝

● 放置森林等対策事業

● 森林整備加速化事業(国庫事業)

● 内容/林齢が11年生以上で、6年間以上手入れをしてない人工林で行う間伐、作業道開設。

● 補助率/定額

● 手入れの遅れた放置森林や道路から離れているために移動時間がかかるなど、主条件の悪い森林を整備するものです。(自分の山を自分で手入れする場合は対象外です)。

● 補助率/定額

● 手入れの遅れた放置森林や道路から離れているために移動時間がかかるなど、主条件の悪い森林を整備するものです。(自分の山を自分で手入れする場合は対象外です)。

● 補助率/定額

● 手入れの遅れた放置森林や道路から離れているために移動時間がかかるなど、主条件の悪い森林を整備するものです。(自分の山を自分で手入れする場合は対象外です)。

● 補助率/定額

● 手入れの遅れた放置森林や道路から離れているために移動時間がかかるなど、主条件の悪い森林を整備するものです。(自分の山を自分で手入れする場合は対象外です)。

作業道

500～1,500円/m(自伐林家等)

● 森林環境税を利用した事業

● みどりの環境整備支援事業(森林環境税)

● 内容/11～35年生の人工林の切捨間伐(造林事業、緊急間伐総合支援事業、自伐林家等支援事業にプラス)

● 補助率/定額

● お問い合わせ

● お問い合わせ

● お問い合わせ

● お問い合わせ

● お問い合わせ

● お問い合わせ

● お問い合わせ

● お問い合わせ

● お問い合わせ

● お問い合わせ

● お問い合わせ

● お問い合わせ

● お問い合わせ

● お問い合わせ

● お問い合わせ

● お問い合わせ

● お問い合わせ

● お問い合わせ

● お問い合わせ

● お問い合わせ

● お問い合わせ

● お問い合わせ

● お問い合わせ

● お問い合わせ

● お問い合わせ

● お問い合わせ